株式会社ハニーズ	代表取締役	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1
	江尻 義久	
株式会社鈴丹	代表取締役	愛知県名古屋市昭和区広路通二丁目5番地
	東 光晴	
株式会社ぶーけ	代表取締役	福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号 SKビ
	土井 素直	ル 6 階
有限会社アップスイング	代表取締役	鹿児島県鹿児島市小松原一丁目5番10号
	鈴木 康祐	
株式会社東京デリカ	代表取締役	東京都葛飾区新小岩一丁目 48 番 1 号
	木山 茂年	
株式会社タツミヤ	代表取締役	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号
	指田 努	
株式会社ノンノン	代表取締役	熊本県八代市本町一丁目 9 番 11 号
	塩崎 誠	
株式会社センソ・ユニコ	取締役社長	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番7号
	松尾憲久	
株式会社レナウンネクス	代表取締役	東京都江東区永代二丁目 37 番 25 号
テージ	岡崎 照久	
株式会社オッジ・イン	代表取締役	大阪府大阪市中央区南船場三丁目3番21号
ターナショナル	西垣 龍明	八成門八成門「八四冊加吻二」「13 田 21 「
株式会社九州さが美	代表取締役	福岡県福岡市博多区網場町1番1号 福岡第一生
	小野山晴夫	命館 4F
株式会社コンラッド	代表取締役	静岡県静岡市曲金三丁目7番14号
	柴田 直	
株式会社新星堂	代表取締役	東京都杉並区上萩一丁目 23 番 17 号
	宮崎 正紀	宋尔即炒业区工林 J 白 23 苷 1/ 与
株式会社冒険王	代表取締役	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号
		四一年   四十年   回日   回日   回日   回日   回日   回日   回日   回
	堀岡 洋行	市方如此公豆油市。丁口 11 平 7 日
株式会社エービーシー・	代表取締役	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号
マート	金城正宏	
株式会社ヨネザワ	代表取締役	熊本県熊本市水前寺六丁目1番38号
# <del>*</del> # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	米澤 房朝	
株式会社やまと	代表取締役	東京都新宿区新宿三丁目 28 番 16 号
	矢嶋 孝敏	Halfard Avis Latine II
株式会社ライトオン	代表取締役	茨城県つくば市東新井 37 番地 1
	藤原 政博	
株式会社明林堂書店	代表取締役	大分県別府市山の手町 15番 15号
	林 新太郎	

3 変更の年月日

平成 17 年 6 月 22 日

4 変更する理由

店舗内の出店業種の見直し、未定の出店業者が決定したため

5 届出年月日

平成 17 年 7 月 15 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課 平成17年8月17日から平成17年12月17日まで

## 熊本県公告第 617 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 17 年 8 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ミスターマックス熊本インターショッピングセンター

熊本市石原一丁目 245 番 1 号ほか

- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 設置する者

株式会社ミスターマックス 平野 能章 代表取締役社長 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

(2)

小売業を行う者 株式会社ミスターマックス 平 野 能章 代表取締役社長 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号 ほか4者(未定)

大規模小売店舗を新設する日 3

平成 18 年 3 月 30 日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4

8,665 平方メートル

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1)駐車場の収容台数 652 台
  - 駐輪場の収容台数 (2)115 台
  - 荷さばき施設の面積 (3)668 平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量 (4)59 立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後10時 開店時刻 午前9時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (2)
    - 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数 (3)

4 か所

- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 届出年月日

平成 17 年 7 月 29 日

届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 17 年 8 月 17 日から平成 17 年 12 月 17 日まで

## 熊本県公告第618号

平成17年度チャレンジ・テレワーク推進事業の委託先を次のとおり公募する。 平成 17 年 8 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

委託事業内容

この事業は、在宅の障害者の就労機会向上を図るため、以下のチャレンジド・テレ ワーク推進事業を実施します。詳細は、「チャレンジド・テレワーク推進事業実施要領」 で定めています。

コンペ参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- 民法法人(社団法人及び財団法人)、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動 法人又は熊本県が出資を行っている商法法人であること。
- (2)主たる事務所が熊本県内にあること。
- 事業の実施期間

平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

- 事業説明会
  - 平成17年8月24日 午前9時30分から(1時間程度の予定です。) (1)日時
  - 熊本県庁行政棟新館8階 802会議室 (2)場所
  - (3)参加方法

事前にチャレンジド・テレワーク推進事業事業説明会参加申込書を郵送、ファッ クス等により提出してください。

提出先

熊本県地域振興部情報企画課地域情報班 (熊本県庁行政棟新館 9 階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

ファックス 096-381-8211

イ 提出期限 平成17年8月23日(必着)

- 5 選定方法
  - (1) この事業の受託を希望する法人は、事業説明会の際に示す調書等を作成のうえ提出してください。
  - (2) 提出された調書等の内容を確認したうえで、随時各法人へのヒアリングを行います。
  - (3) 選考会を行い、実施可能と認められる法人の中で、最も適切と認められる1法人を選定します。
- 6 問い合わせ先

熊本県地域振興部情報企画課地域情報班電話 096-383-1111 内線 3087

## チャレンジド・テレワーク推進事業 事業説明会参加申込書

チャレンジド・テレワーク推進事業事業説明会に申し込みます。

平成17年 月 日

<u>法人名\_\_\_\_\_\_</u>

住 所 〒

連絡先(TEL) (FAX)

(E メール)

◎提出先

熊本県地域振興部情報企画課地域情報班 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号 電話 096-383-1111 (内線 3087) ファックス 096-381-8211

◎提出期限 平成17年8月23日(必着)